

令和5年度

三条市議会の概要



新潟県景勝百選「八木ヶ鼻」

三条市議会事務局

目 次

位置と地勢 議会の概要

I 組織及び構成	
1 議員数	2
2 任期	2
3 正副議長	2
4 議員	3
5 構成	4
6 議会運営委員会	4
7 常任委員会	5
8 特別委員会	5
II 議会運営	
1 定例会の開催	6
2 日程の取り方	6
3 予算審査	6
4 決算審査	6
5 一般質問、大綱質疑・質疑、討論の方法	7
III 会議の開催状況	
1 本会議	8
2 委員会	8
3 特別委員会	9
4 協議等の場	9
IV 議員報酬等	
1 議員報酬及び特別職等給料	10
2 議員期末手当	10
3 費用弁償	10
V 政務活動費	
1 交付	11
2 使途基準	11
3 申請・報告	11

VI 議会の活性化	
合併後の推進状況	12

VII 予算	
令和5年度議会費当初予算	13

VIII その他	
1 職員数	14
2 事務局構成	14
3 令和4年度視察来条状況	14

三条市の概要

I 歴史	
1 三条地域	17
2 栄地域	17
3 下田地域	17

II 産業	
1 産業別人口	18
2 工業	18
3 商業	18
4 農林業	19

三条市の市政

I 令和5年度当初予算	
1 予算総額	20
2 歳入の概要	21
3 歳出の概要	23

II 職員	
1 職員数	25
2 職員の派遣等	25
3 行政組織機構図	26

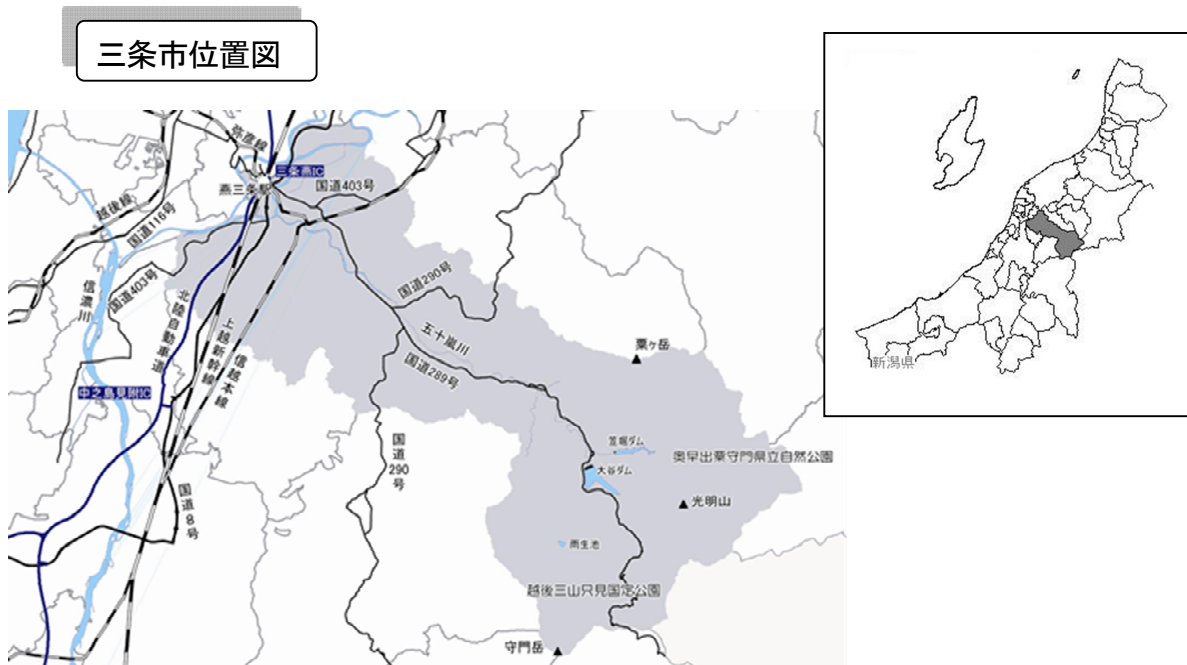
位置と地勢

平成17年5月1日に三条市、栄町、下田村の三市町村が合併し、新「三条市」が誕生しました。

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、上越新幹線や北陸自動車道、国道8号、289号、290号、403号などの交通網が整備されています。また、現在国道289号の福島県境区間(通称：八十里越)の開通に向けた工事が進められており、将来は太平洋側との往来が可能となります。

本市の北西部は日本一の大河・信濃川の沖積平野となっているほか、清流・五十嵐川が横断しています。また、下田地域の東部、福島県境までの国有林一帯は越後三山只見国定公園、奥早出粟守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれるとともに、流れ出る豊富な水は近隣市町村の水源にもなっています。

三条市位置図



位置と面積	
東 経	138度57分42秒
北 緯	37度38分11秒
面 積	431.97km ²

※ 三条市役所三条庁舎の位置が測定基準

人口・世帯数	
人 口	93,017人
男	45,404人
女	47,613人
世 帯 数	37,054世帯

※ 令和5年4月1日 現在

議会の概要

I 組織及び構成

1 議員数

- 三条市議会議員定数条例 22人

2 任期

- 現議員の任期
令和4年5月1日～令和8年4月30日
- 正副議長等の任期（申合せ）
 - ・議長・副議長 2年
 - ・監査委員 2年
- 委員の任期
 - ・議会運営委員会委員 2年
 - ・各常任委員会委員 2年

3 正副議長

- 議長 阿部 銀次郎
- 副議長 笹川 信子



議会の概要

I 組織及び構成

4 議員

(令和5年4月1日現在)

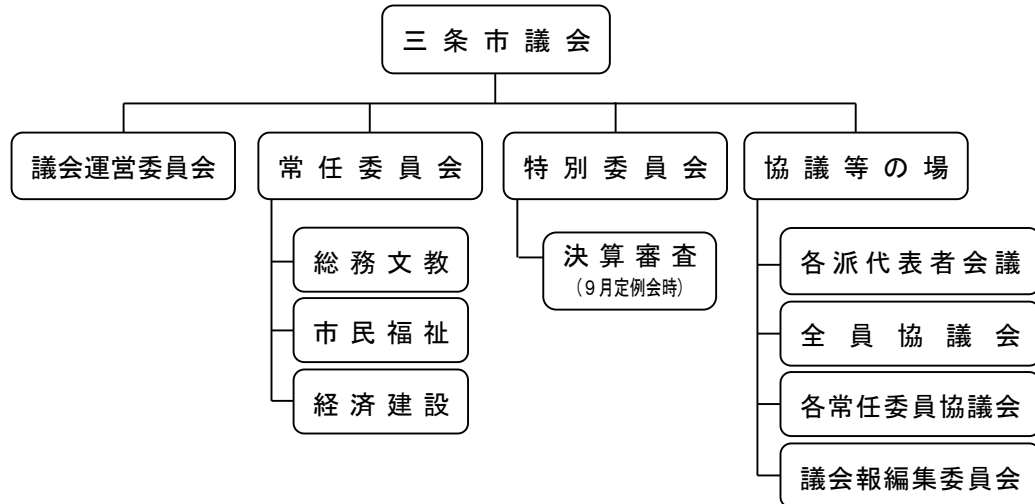
議席番号	氏名	年齢	所属常任委員会	党派	所属会派
1	燕 幸男	55	総務文教常任委員会	公明党	公明党議員団
2	竹山 嘉一	42	市民福祉常任委員会	無所属	清風会
3	西村 邦明	72	経済建設常任委員会	日本維新の会	清風会
4	岡本 康佑	39	総務文教常任委員会	無所属	清風会
5	白鳥 賢	51	経済建設常任委員会	無所属	清風会
6	内山 信一	74	市民福祉常任委員会	無所属	自由クラブ
7	武藤 元美	66	○市民福祉常任委員会	日本共産党	日本共産党議員団
8	長橋 一弘	69	経済建設常任委員会	無所属	無所属
9	笹川 信子	68	市民福祉常任委員会	公明党	公明党議員団
10	馬場 博文	62	市民福祉常任委員会	無所属	清風会
11	酒井 健	59	総務文教常任委員会	無所属	清風会
12	岡田 竜一	59	総務文教常任委員会	無所属	清風会
13	藤家 貴之	44	総務文教常任委員会	無所属	自由クラブ
14	野寄 久雄	74	◎総務文教常任委員会	無所属	自由クラブ
15	坂井 良永	73	◎経済建設常任委員会	日本共産党	日本共産党議員団
16	小林 誠	63	○総務文教常任委員会	日本共産党	日本共産党議員団
17	山田 富義	74	市民福祉常任委員会	無所属	清風会
18	西川 重則	73	経済建設常任委員会	自由民主党	清風会
19	森山 昭	74	◎市民福祉常任委員会	無所属	自由クラブ
20	武石 栄二	73	○経済建設常任委員会	無所属	自由クラブ
21	阿部 銀次郎	76	経済建設常任委員会	無所属	自由クラブ
22	佐藤 和雄	73	総務文教常任委員会	無所属	自由クラブ

※ 所属常任委員会中、◎は委員長、○は副委員長を示す。

議会の概要

I 組織及び構成

5 構成



6 議会運営委員会

- 委員定数 8人
- 所管事項（地方自治法第109条第3項）
 - ・ 議会の運営に関する事項
 - ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ・ 議長の諮問に関する事項
- 正副議長の出席
 - ・ 議長は、地方自治法第105条に基づいて出席する。
 - ・ 副議長は、議会運営委員会の出席要求に基づいて副議長在任中出席する。

議会の概要

I 組織及び構成

7 常任委員会

委員会名	委員定数	所管事項
総務文教常任委員会	8人	議会事務局 総務部 サービスセンター 会計課 選挙管理委員会 監査委員 公平委員会 固定資産評価審査委員会 教育委員会 消防本部 } の各所管に属する事項 他の委員会の所管に属さない事項
市民福祉常任委員会	7人	市民部 福祉保健部 } の各所管に属する事項
経済建設常任委員会	7人	経済部 建設部 農業委員会 } の各所管に属する事項

8 特別委員会

※現在は設置されていません。

議会の概要

Ⅱ 議会運営

1 定例会の開催

三条市議会定例会の回数に関する条例及び三条市議会定例会招集に関する規則により、3月、6月、9月、12月の年4回開催する。

2 日程の取り方

	3月定例会	6月・12月定例会	9月定例会
提出議案の説明	1日	1日	1日
議案調査日	1日	—	1日
大綱質疑	1日	1日	1日
一般質問	4日	3日	3日
常任委員会	6日	3日	3日
決算審査特別委員会	—	—	5日
記録整理日	2日	2日	2日
委員長報告・採決	1日	1日	1日

※ 3月定例会における提出議案の説明には、施政方針演説も含まれる。

※ 議案調査日 … 休会

※ 大綱質疑 … 各会派の代表制で行い、委員会に付託することを前提とした議案に対し、大綱的に質疑を行う。

3 予算審査

当初予算、補正予算とも、一般会計は所管の各常任委員会に分割付託(ただし、歳入及び地方債は総務文教常任委員会に付託)し、特別会計及び企業会計は所管の各常任委員会に付託する。

4 決算審査

9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、付託する。

なお、常任委員会を基本とした分科会を設置し、予算と同じ範囲の審査を行う。

議会の概要

Ⅱ 議会運営

5 一般質問、大綱質疑・質疑、討論の方法

■ 一般質問

方式	一括質問	一問一答	分割質問
発言場所	全て演壇	1回目は演壇 2回目以降は質問席	
発言時間	35分		
発言方法	通告事項は、1回目に全て行い、2回目は再質問、3回目は再々質問とする。	通告事項は、1回目に全て行い、2回目から一問一答に入る。2回目以降、次の標題の質問に入ったときは、質問の終わった標題について再度質問できない。	通告事項の標題単位で質問を行うものとし、次の標題の質問に入ったときは、質問の終わった標題について再度質問できない。
申合せ	一問一答方式及び分割質問方式を通告した場合は、会議規則第64条の規定により準用する第56条ただし書きに規定する議長の許可を得たものとする。		

■ 大綱質疑・質疑

	大綱質疑	質 疑
代表制・個人制	代 表 制	個 人 制
通告の方法	文 書 (会派名及び質疑者名)	文 書 (質疑者名)
通告期限	大綱質疑を行う日の 前日の午後5時まで	提案説明後の休憩中
発言時間・ 回数制限	発言回数 … 3回まで 発言時間 … 1回目は15分以内 2回目及び3回目は10分以内	
発 言 順	所属議員数の多い会派から順に行う。 ただし、所属議員数の同じ会派は定例会、臨時会ごとに順番を入れ替える。	
日 数	1日	—
申 合 せ	質疑の時期は、議案を上程し提案説明を行った後、検討のための時間若しくは日を置いてからとする。	

※ 全て登壇の上、質疑及び答弁を行う。(一問一答方式は取り入れていない。)

■ 討論

発言時間の制限はなく、発言順は反対、賛成を繰り返し、反対、賛成それぞれの中にあつては所属議員数の多い会派を先とする。

議会の概要

Ⅲ 会議の開催状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 本会議

会議名(会期)	会期日数	会議日数	会議時間	一般質問	議決内訳						傍聴者数
					議案	議員発案	諮問	認定	選挙	請願	
令和4年(2022年)第2回臨時会 (5月19日～20日)	2	2	1時間36分	-	4	0	0	0	7	0	0
令和4年(2022年)第3回定例会 (6月13日～27日)	15	6	10時間30分	14	11	4	1	0	0	1	16
令和4年(2022年)第4回定例会 (9月1日～26日)	26	6	13時間11分	13	17	5	0	2	0	1	27
令和4年(2022年)第5回定例会 (12月5日～19日)	15	6	14時間16分	15	21	4	1	0	0	2	12
令和5年(2023年)第1回臨時会 (1月18日～24日)	7	3	2時間26分	-	3	0	0	0	0	0	3
令和5年(2023年)第2回定例会 (3月1日～23日)	23	7	13時間27分	15	30	2	0	0	0	1	27
合計	88	30	55時間26分	57	86	15	2	2	7	5	85

2 委員会

委員会名	会議日数	会議時間	傍聴者数
総務文教常任委員会	6	11時間26分	1
市民福祉常任委員会	6	12時間35分	7
経済建設常任委員会	6	11時間21分	1
議会運営委員会	20	1時間56分	0
合計	38	37時間18分	9

議会の概要

Ⅲ 会議の開催状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

3 特別委員会

委員会名	会議日数	会議時間	傍聴者数
決算審査特別委員会 (令和4年9月1日～9月26日)	5	10時間 2分	0
三条市総合計画審査特別委員会 (令和5年1月19日～1月24日)	2	3時間47分	0
合 計	7	13時間49分	0

4 協議等の場

委員会名	会議日数	会議時間	傍聴者数
各派代表者会議	14	2時間15分	0
全員協議会	1	19分	0
総務文教常任委員協議会	7	4時間59分	0
市民福祉常任委員協議会	7	6時間51分	1
経済建設常任委員協議会	5	4時間27分	0
総務文教・市民福祉常任委員連合協議会	1	57分	0
議会報編集委員会	16	12時間55分	0
合 計	51	32時間43分	1

議会の概要

IV 議員報酬等

1 議員報酬及び特別職等給料

職名	報酬（月額）	職名	給料（月額）
議長	478,000円	市長	963,000円
副議長	416,000円	副市長	742,000円
議員	384,000円	教育長	628,000円

2 議員期末手当

6月支給分	期末手当基礎額 × 1.65か月
12月支給分	期末手当基礎額 × 1.65か月

※ 期末手当基礎額 = 議員報酬月額 + 加算額(議員報酬月額 × 15/100)

3 費用弁償

■ 議会の会議、委員会又は協議等の場に出席したとき 日額2,000円

■ 公務のための旅行について

日当	県内	2,000円
	県外	3,000円
宿泊料	1夜につき	13,100円
車賃	1kmにつき	37円
交通費	県外1日につき	1,000円

■ 委員会等の行政視察について

	限度額	備考
常任委員会	100,000円	2泊3日以内
議会運営委員会	県外 100,000円	県内、県外を隔年で実施 県外視察は2泊3日以内
	県内 費用弁償のみ	
特別委員会	75,000円	隔年で実施 1泊2日

※ 委員会単位の同行動とし、事務局が随行する。

議会の概要

V 政務活動費

1 交 付

三条市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派に対し交付する。

- ・ 基準日 各月 1 日
- ・ 月 額 1 人 30,000円 (年額360,000円)
- ・ 交付日 年度当初12か月分を一括して各会派に交付

2 使 途 基 準

調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

※ 慶弔費等の交際費的経費、個人的な用途に充てる経費、党費などの政治活動経費、政務活動費の目的に合致しない経費などには充てることができない。

3 申 請 ・ 報 告

- 申 請 交付申請書、事業計画書、収支予算書を提出
- 報 告 事業実績報告書、会計帳簿、領収書等の証拠書類を提出
(前年度実績報告は毎年4月30日までに行う。)

議会の概要

VI 議会の活性化

◆ 合併(平成17年5月)後の推進状況

平成17年5月	本会議録検索システム	本会議録検索システムにより、平成17年5月以降の本会議録をホームページに掲載
平成21年4月	協議等の場の設置	平成20年6月施行の地方自治法一部改正による「協議等の場」として、全員協議会及び常任委員協議会を設置
平成21年12月	委員会の公開	委員会条例の改正により原則公開
	協議等の場の公開	要綱の改正により原則公開
	委員会記録等のホームページ掲載	平成21年12月18日以降開催の常任委員会、議会運営委員会、協議等の場の各会議の記録をホームページに掲載
平成22年4月	議員定数の削減	平成21年6月、定数条例を「30人」から「26人」に改正し、平成22年4月25日執行の一般選挙から施行
平成22年5月	常任委員会の見直し	平成21年12月、委員会条例にある「総務、民生、経済文教、建設」の4常任委員会を「総務文教、市民福祉、経済建設」の3常任委員会に、また所管事項についても改正し、平成22年5月1日から施行
平成23年6月	本会議インターネット中継	平成23年6月定例会からインターネットによる本会議中継を開始
	議会報の発行	平成23年8月から「さんじょう市議会だより」を市内全世帯に配布 ※ 平成23年6月定例会開催状況～
平成24年4月	各派代表者会議の要綱制定	議会活動の場として位置づけ要綱を制定し、会議規則の「協議等の場」に追加
平成26年4月	委員会記録等の本会議録検索システムへの追加	今までホームページに公開していた平成21年12月18日以降の委員会記録等を本会議録検索システムに追加
平成26年6月	一般質問方式の変更	平成26年6月定例会から一般質問の質問方式に一問一答、分割方式を追加
平成28年5月	本会議インターネット中継のマルチデバイス対応	本会議インターネット中継をマルチデバイス(スマートフォンやタブレット等)でも視聴可能に
平成30年4月	議員定数の削減	平成27年12月、定数条例を「26人」から「22人」に改正し、平成30年4月22日執行の一般選挙から施行

議会の概要

Ⅶ 予 算

◆ 令和5年度議会費当初予算

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			増減額	増減率
報 酬	102,995	103,713	△ 718	△ 0.7
給 料	25,886	24,294	1,592	6.6
職員手当等	44,693	45,360	△ 667	△ 1.5
共 済 費	39,737	41,121	△ 1,384	△ 3.4
報 償 費	16	16		
旅 費	9,045	9,156	△ 111	△ 1.2
交 際 費	1,020	1,020		
需 用 費	1,844	2,133	△ 289	△ 13.5
役 務 費	248	331	△ 83	△ 25.1
委 託 料	11,445	11,080	365	3.3
使用料及び賃借料	2,334	2,324	10	0.4
負担金、補助及び 交付金	8,629	8,629		
合 計	247,892	249,177	△ 1,285	△ 0.5

議会の概要

VIII その他

1 職員数

■ 条例定数 8人

■ 現在数 7人

2 事務局構成



3 令和4年度視察来条状況

No.	視察月日	視察団体名	人数	視察項目
1	6月28日	群馬県川場村	6	小中一貫教育について
2	7月5日	静岡県裾野市	4	地域活性化に関する包括連携協定(下田郷の自然を生かした観光振興)
3	7月20日	愛知県蒲郡市	8	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
4	7月25日	栃木県那須塩原市	9	・販路開拓支援事業について ・認定外道路・私道整備工事補助金について
5	7月29日	柏崎市	7	・小中一貫校について
6	8月1日	埼玉県久喜市	3	マイナンバーカードの利活用について
7	8月4日	山口県下関市	10	マイナンバーカードによる独自サービスについて
8	8月5日	長野県大町市	4	・例月政策会議による政策提案について ・三条市立大学の開学について ・三条市のまちづくり施策と公共交通について
9	8月17日	北海道旭川市(個人)	1	燕三条地域の伝統技術を活かした産業観光について
10	10月4日	宮城県名取市	4	子ども・若者総合サポートシステムについて
11	10月5日	埼玉県幸手市	17	廃校活用について「三条ものづくり学校」
12	10月6日	千葉県銚子市	5	市内公共交通体系について
13	10月11日	埼玉県深谷市	8	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて

議会の概要

14	10月12日	大阪府茨木市	3	まちなかのにぎわい事業創出について
15	10月17日	田上町	9	・三条市体育文化会館の概要と運営について ・図書館等複合施設「まちやま」の概要と運営について
16	10月18日	岩手県北上市	3	三条市立大学について
17	10月19日	静岡県富士市	10	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
18	10月20日	宮崎県新富町	5	子ども・若者総合サポートシステムについて
19	10月24日	千葉県松戸市	2	デマンド交通「ひめさゆり」について
20	10月25日	埼玉県和光市	8	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
21	10月26日	三重県津市	11	子ども・若者総合サポートシステムについて
22	10月27日	千葉県茂原市	9	内水対策事業について
23	10月28日	岐阜県恵那市	13	マイナンバーカードによる窓口支援について
24	10月31日	長野県原村	7	図書館等複合施設まちやま
25	11月1日	長野県諏訪市	9	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
26	11月7日	岩手県北上市	10	・中小企業の経営に対する市の支援について ・中小企業の後継者育成及び人材確保に係る支援について
27	11月7日	東京都稲城市	3	・学校食育推進事業、食育授業について ・マイナンバーカードによる独自サービス
28	11月8日	埼玉県上尾市	10	水害対策の推進
29	11月9日	北海道北見市	8	男女共同参画施策・LGBTQ施策について
30	11月10日	栃木県日光市	4	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
31	11月11日	宮城県登米市	11	災害に強いまちづくりについて（水害対策）
32	11月14日	岡山県津山市	6	移住定住の取り組みについて
33	11月15日	兵庫県	14	三条ものづくり学校における地場産業・ものづくり産業の活性化に向けた取組（企業間連携、人材育成等）について
34	11月16日	長野県高森町	8	地域おこし協力隊
35	11月17日	大分県日田市	9	三条市総合サポートシステムの取組について

議会の概要

36	11月18日	長野県山ノ内町	7	<ul style="list-style-type: none">・学校給食にかかる地産地消の取り組みについて・小中一貫教育の取り組みについて・子ども・若者総合サポートシステムの概要と実施について・子育て支援課の創設にかかる経過と内容について
37	11月22日	群馬県千代田町	9	小中一貫校の取組みについて
38	1月24日	長野県長野市	11	三条防災ステーション、水防学習館の視察 <ul style="list-style-type: none">・過去の災害と災害からの復興について・三条市を襲った二度の水害について・三条防災ステーションの概要について・防災教育の拠点である三条市水防学習館について
39	1月25日	徳島県三好市	3	マイナンバーカードによる自治体独自サービスについて
40	2月1日	山形県川西町	4	(株)スノーピークとの地域活性化に関する包括連携協定について

三条市の概要

I 歴史

1 三条地域

中世、三条地域の大半は大槻の荘に属していました。三条という地名は、三条発展の基を開いたという伝説上の英雄「三条左衛門」に由来するとも言われています。彼は、しばしば三条名物「六角凧」の画題になっています。

また、越後の仏都としても名高く、とりわけ鎌倉時代の西暦1297年、日蓮上人の孫弟子である日印が創建した法華宗総本山本成寺は、節分行事の鬼踊りで知られています。これは、節分に厄払いを行うという行事ですが、鬼たちは金物のまちにふさわしく鋸、斧、なぎなたなどの刃物を持っています。これは、室町時代後期、本成寺の僧兵と農民が協力して、戦乱から寺域を守った史実に倣ったものです。



六角凧「三条左衛門」

2 栄地域

昭和44年に発掘された吉野屋遺跡で6千年前から3千年前の縄文土器が発見されており、この時代には栄地域に人が住み着いていたことが分かっています。しかし、文献に登場するのは鎌倉時代の事跡を記録した東鑑からです。それによれば、当時の大面ノ庄は皇族の領地であったということです。

室町時代になると、越後毛利氏、中条和田氏、安田氏などが領有していました。後に上杉謙信の没後、その養子景勝、景虎による相続争いが起こり、越後を二分した御館の乱が始まりました。そして、三条城攻略に遠征した上杉景勝が余勢を駆って大面城を攻め、城主丸田伊豆守を降伏させた史話が伝えられています。

3 下田地域

下田地域では約2万年前というはるか昔から人の生活の痕跡が確認されており、その後連綿と人々の暮らしの舞台となります。県内でも遺跡の密集地として知られ、中でも先土器時代(約3万年前から1万年前)と縄文時代(約1万年前から2千年前)の遺跡は、発達した河岸段丘上に数多く点在しています。

鎌倉時代になると豪族五十嵐氏が登場し、下田地域の西半分を支配します。この五十嵐氏の屋敷跡と考えられているのが五十嵐館跡です。近年の発掘調査により、堀と土塁が周囲を巡り、2棟以上の建物が建っていたことが明らかになりました。中世地方豪族の居館跡として貴重なことから県指定文化財に指定されています。

三条市の概要

Ⅱ 産 業

1 産業別人口

(単位：人・%)

	平成 22 年国勢調査		平成 27 年国勢調査		令和 2 年国勢調査	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
総 数	51,257	100.0	51,179	100.0	49,378	100.0
第 1 次 産 業	2,135	5.4	2,343	4.6	1,998	4.0
第 2 次 産 業	18,105	38.7	18,432	36.0	17,472	35.4
第 3 次 産 業	29,612	55.8	29,535	57.7	28,650	58.0
そ の 他	1,405	0.1	869	1.7	1,258	2.5

2 工 業

三条市の工業は、寛永2年(1625年)出雲崎代官の大谷清兵衛が五十嵐川の氾濫に苦しむ農民を救済するため、江戸から釘職人を招き、農家の副業として和釘の製造を指導、奨励したのが起こりとされています。

現在は、三条鍛冶の伝統を受け継ぐ包丁、利器工匠具、その鍛造技術を基盤とした作業工具を始めとし、測定器具、木工製品、アウトドア用品、冷暖房機器など、金属加工を中心とする産業の集積地域であり、地場産業である「金物」の製造を通じて培われた“伝統の技”と最先端技術が調和する新技術、新商品開発が盛んな金属産業都市です。



三条鍛冶の技

3 商 業

三条市は、古くから信濃川の河口町、定期市場町、また仏都としても栄え、中越地方の一大商業地として発展してきました。本市は、金属加工を主とする「工業都市」としてイメージされることが多いですが、その発展の礎を築いたのは「三条商人」と言われています。金物製品を肩に背負って全国を歩き、消費者のニーズに対応して新しい製品の開発や今でいう付加価値を付けた販売を行うことで発展してきました。現在でも県央地域の中心的な商業地区となっています。

三条市の概要

Ⅱ 産 業

旧三条市には、中央商店街、一ノ木戸商店街、昭栄通り商店街、四日町商店街、東三条商店街の5つの商店街があり、古くから商業地区として発展してきました。

しかし、近年は消費者のライフスタイルの変化、大型商業施設の郊外展開などの影響を受け、中心市街地全体の空洞化が進んでおり大きな問題となっています。

このような中、歴史文化の継承、魅力あるイベント、コミュニティ機能の充実など、新たなまちづくりの観点から中心市街地の活性化に向けた取組を進めています。

4 農 林 業

三条市には信濃川とその支流である五十嵐川、刈谷田川が流れ、古くからその豊富な水が人々に豊かな実りをもたらしてきました。

三条市は、都市近郊、平地、中山間地域といった多様な農業形態の中で、稲作を中心に果樹や野菜、花卉等の園芸や畜産を取り入れた複合経営を進めており、重要な基幹産業の一つとなっています。

中心となる稲作は、ほ場整備を始めとした生産基盤の整備を進め、経営規模の拡大を図るなど生産性の向上に努めるとともに、生産組織や認定農業者等の後継者育成にも力を入れています。

果樹、野菜、花卉は、産地間競争に対応するため、高品質で安全な作物づくりと販売体制の整備、販路の拡大を進めています。

また、学校給食を始め地産地消の推進にも積極的に取り組んでいます。



日本棚田百選「北五百川の棚田」

三条市の市政

I 令和5年度当初予算

1 予算総額

(単位：千円・%)

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較	
				増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一 般 会 計		47,105,000	46,137,000	968,000	2.1
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	8,479,900	8,438,600	41,300	0.5
	後期高齢者医療特別会計	1,267,900	1,225,500	42,400	3.5
	介護保険事業特別会計	10,264,500	9,864,700	399,800	4.1
	勤労者福祉共済事業特別会計	21,400	22,100	△ 700	△ 3.2
	小 計	20,033,700	19,550,900	482,800	2.5
企 業 会 計	水 道 事 業	3,010,078	2,623,349	386,729	14.7
	下 水 道 事 業	5,630,022	5,350,548	279,474	5.2
合 計		75,778,800	73,661,797	2,117,003	2.9

三条市の市政

I 令和5年度当初予算

2 歳入の概要

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
1 市 税	12,539,003	26.6	12,287,608	26.6	251,395	2.0
2 地 方 譲 与 税	376,000	0.8	386,000	0.8	△ 10,000	△ 2.6
3 利 子 割 交 付 金	6,000		5,000		1,000	20.0
4 配 当 割 交 付 金	69,000	0.2	43,000	0.1	26,000	60.5
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	16,000		23,000	0.1	△ 7,000	△ 30.4
6 法 人 事 業 税 交 付 金	239,000	0.5	232,000	0.5	7,000	3.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,375,000	5.1	2,140,000	4.6	235,000	11.0
8 ゴルフ場利用税交付金	12,000		14,000		△ 2,000	△ 14.3
9 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000	0.1	26,000	0.1	△ 5,000	△ 19.2
10 地 方 特 例 交 付 金	100,000	0.2	106,000	0.2	△ 6,000	△ 5.7
11 地 方 交 付 税	10,500,000	22.3	10,950,000	23.7	△ 450,000	△ 4.1
12 交通安全対策特別交付金	14,000		12,000		2,000	16.7
13 分 担 金 及 び 負 担 金	224,565	0.5	250,338	0.6	△ 25,773	△ 10.3
14 使 用 料 及 び 手 数 料	535,871	1.1	551,072	1.2	△ 15,201	△ 2.8
15 国 庫 支 出 金	5,291,309	11.2	5,610,982	12.2	△ 319,673	△ 5.7
16 県 支 出 金	2,847,458	6.1	2,972,391	6.5	△ 124,933	△ 4.2
17 財 産 収 入	60,268	0.1	59,990	0.1	278	0.5
18 寄 附 金	4		5		△ 1	△ 20.0
19 繰 入 金	6,303,040	13.4	4,441,508	9.6	1,861,532	41.9
20 繰 越 金	100,000	0.2	100,000	0.2		
21 諸 収 入	1,371,264	2.9	1,361,319	3.0	9,945	0.7
22 市 債	4,104,218	8.7	4,564,787	9.9	△ 460,569	△ 10.1
計	47,105,000	100.0	46,137,000	100.0	968,000	2.1

三条市の市政

I 令和5年度当初予算

■ 歳入予算一般財源の状況

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
市 税	12,539,003	38.1	12,287,608	39.4	251,395	2.0
地 方 譲 与 税	376,000	1.1	386,000	1.2	△ 10,000	△ 2.6
利 子 割 交 付 金	6,000		5,000		1,000	20.0
配 当 割 交 付 金	69,000	0.2	43,000	0.1	26,000	60.5
株式等譲渡所得割交付金	16,000	0.1	23,000	0.1	△ 7,000	△ 30.4
法 人 事 業 税 交 付 金	239,000	0.7	232,000	0.7	7,000	3.0
地 方 消 費 税 交 付 金	2,375,000	7.2	2,140,000	6.9	235,000	11.0
ゴルフ場利用税交付金	12,000		14,000	0.1	△ 2,000	△ 14.3
環境性能割交付金	21,000	0.1	26,000	0.1	△ 5,000	△ 19.2
地 方 特 例 交 付 金	100,000	0.3	106,000	0.3	△ 6,000	△ 5.7
地 方 交 付 税	10,500,000	31.9	10,950,000	35.1	△ 450,000	△ 4.1
繰 入 金	6,160,000	18.7	4,130,000	13.2	2,030,000	49.2
諸 収 入 ・ そ の 他	511,112	1.6	888,184	2.8	△ 377,072	△ 42.5
計	32,924,115	100.0	31,230,792	100.0	1,693,323	5.4

三条市の市政

I 令和5年度当初予算

3 歳出の概要

■ 目的別分類

(単位：千円・%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
1 議 会 費	247,892	0.5	249,177	0.5	△ 1,285	△ 0.5
2 総 務 費	5,725,330	12.2	5,771,236	12.5	△ 45,906	△ 0.8
3 民 生 費	14,065,252	29.9	14,095,313	30.6	△ 30,061	△ 0.2
4 衛 生 費	3,757,252	8.0	3,764,125	8.1	△ 6,873	△ 0.2
5 労 働 費	193,668	0.4	182,473	0.4	11,195	6.1
6 農林水産業費	885,285	1.9	951,995	2.1	△ 66,710	△ 7.0
7 商 工 費	1,895,636	4.0	1,812,812	3.9	82,824	4.6
8 土 木 費	5,715,531	12.1	4,796,822	10.4	918,709	19.2
9 消 防 費	1,649,898	3.5	1,554,847	3.4	95,051	6.1
10 教 育 費	4,572,224	9.7	3,645,574	7.9	926,650	25.4
11 公 債 費	8,386,670	17.8	9,302,264	20.2	△ 915,594	△ 9.8
12 諸 支 出 金	362		362			
13 予 備 費	10,000		10,000			
計	47,105,000	100.0	46,137,000	100.0	968,000	2.1

三条市の市政

I 令和5年度当初予算

■ 性質別分類

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
消費的経費	28,225,917	60.0	27,497,131	59.6	728,786	2.7
人件費	6,498,071	13.8	6,717,749	14.6	△ 219,678	△ 3.3
うち職員給	3,840,057	8.2	3,802,229	8.2	37,828	1.0
うち退職手当			388,154	0.8	△ 388,154	△ 100.0
物件費	7,480,360	15.9	7,114,846	15.4	365,514	5.1
維持補修費	1,573,952	3.4	1,316,633	2.8	257,319	19.5
扶助費	8,790,975	18.7	8,808,096	19.1	△ 17,121	△ 0.2
補助費等	3,882,559	8.2	3,539,807	7.7	342,752	9.7
うち一部事務組合負担金	217,169	0.5	212,874	0.5	4,295	2.0
投資的経費	3,803,493	8.1	3,014,384	6.5	789,109	26.2
普通建設事業費	3,803,493	8.1	3,014,384	6.5	789,109	26.2
公債費	8,403,587	17.8	9,389,373	20.4	△ 985,786	△ 10.5
積立金	5,030		2,770		2,260	81.6
投資及び出資金	287,027	0.6	176,989	0.4	110,038	62.2
貸付金	1,131,090	2.4	1,130,000	2.4	1,090	0.1
繰出金	5,238,856	11.1	4,916,353	10.7	322,503	6.6
予備費	10,000		10,000			
計	47,105,000	100.0	46,137,000	100.0	968,000	2.1

三条市の市政

Ⅱ 職 員

1 職 員 数 (令和5年4月1日現在)

区 分	正 職 員			再任用職員			一般任用職員		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
市長事務部局 (会計課含む)	345	196	149	24	18	6	117	34	83
議会事務局	7	3	4						
教育委員会事務局	193	50	143	14	6	8	72	9	63
選挙管理委員会事務局	1	1							
監査委員事務局	5	3	2						
農業委員会事務局	5	3	2				1		1
消 防 本 部	151	147	4						
計	707	403	304	38	24	14	190	43	147

※一般任用職員…正職員が担っていた業務のうち、定型的な業務や定められた方針の枠内で進めていく業務を担う職員

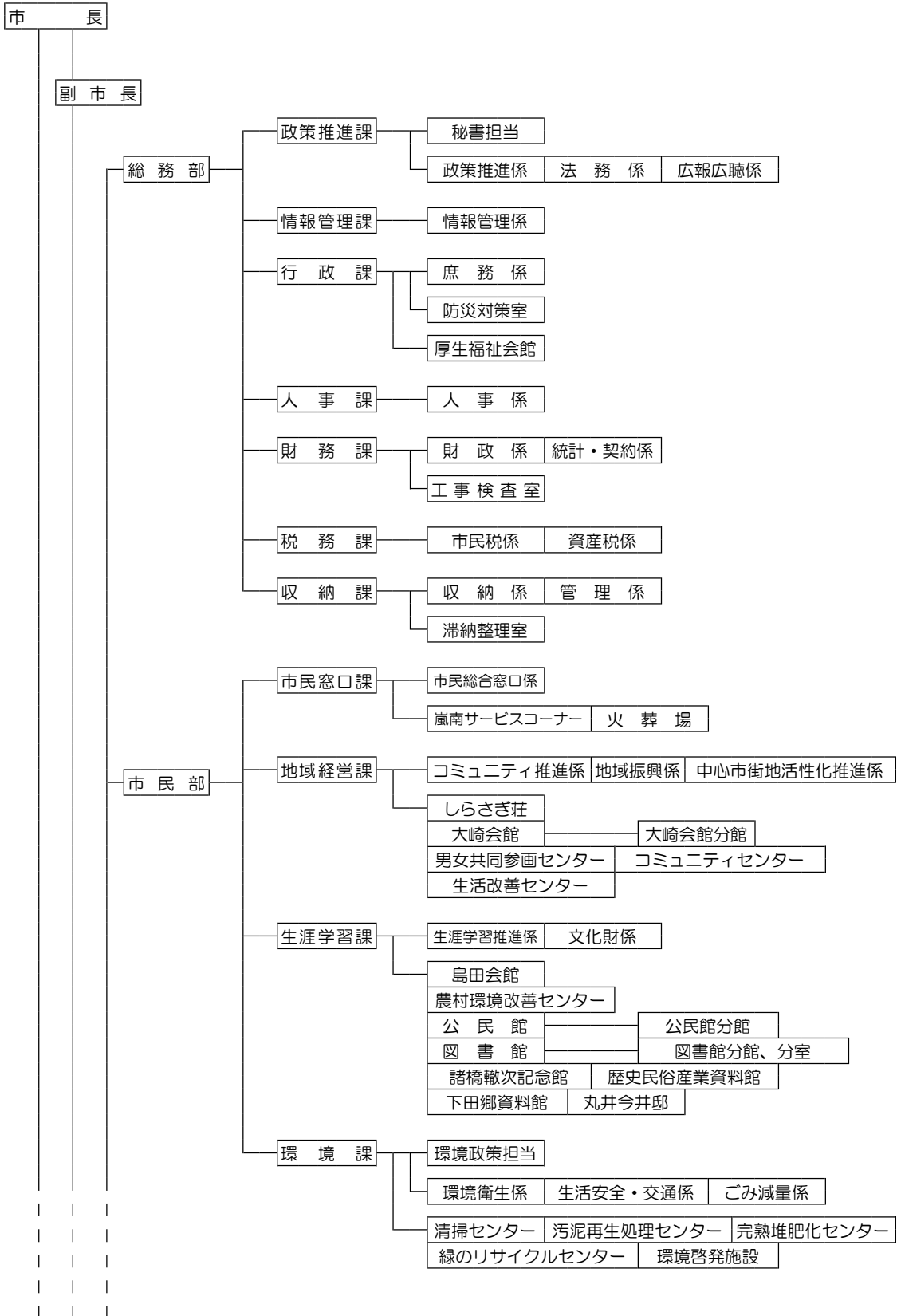
2 職員の派遣等

- 三条地域水道用水供給企業団
- 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合
- 公立大学法人三条市立大学
- 新潟県後期高齢者医療広域連合
- 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付
- 国土交通省北陸信越運輸局観光部観光地域振興課
- 新潟市経済部産業政策課

三条市の市政

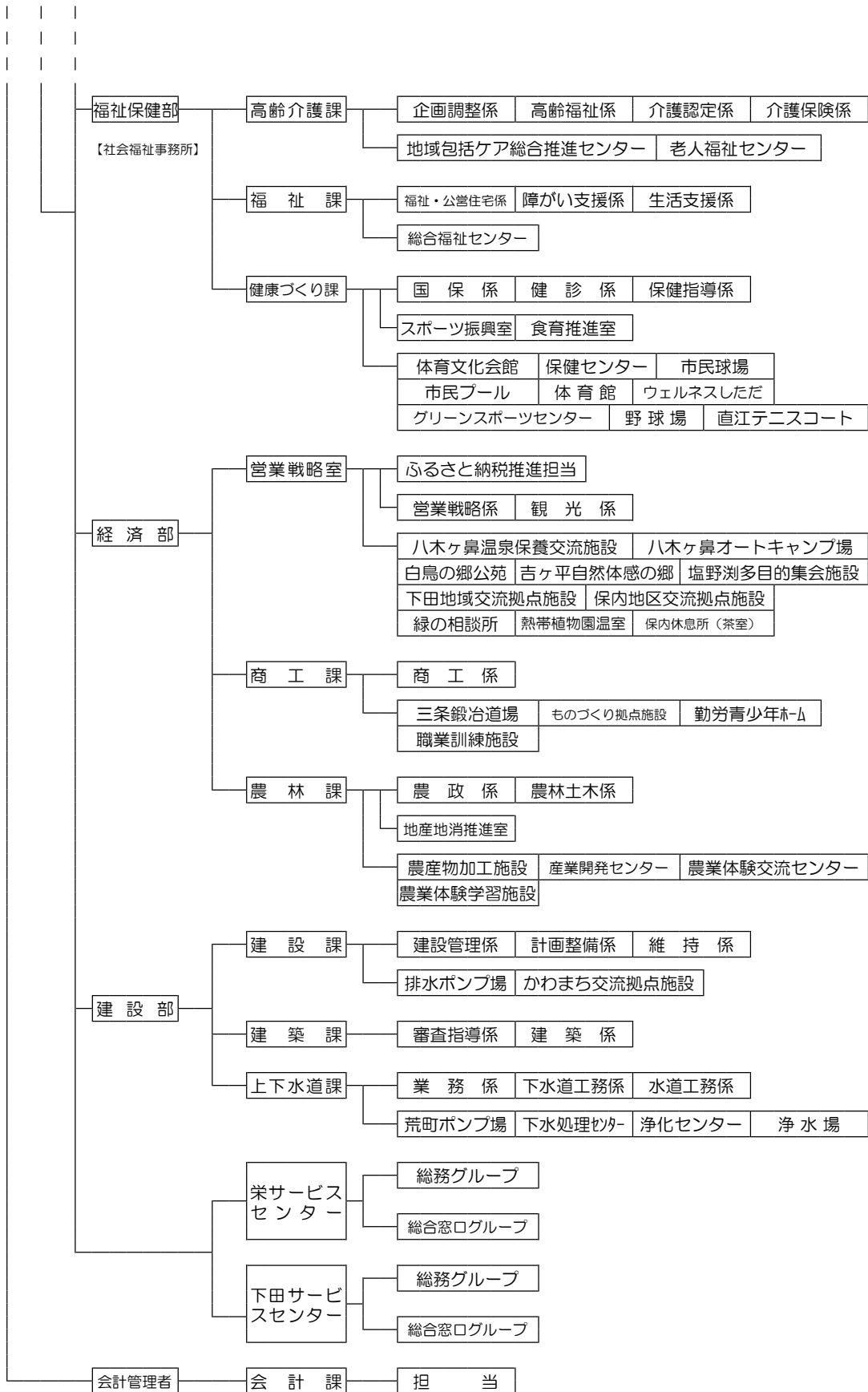
III 職員

3 行政組織機構図 (令和5年4月1日現在)



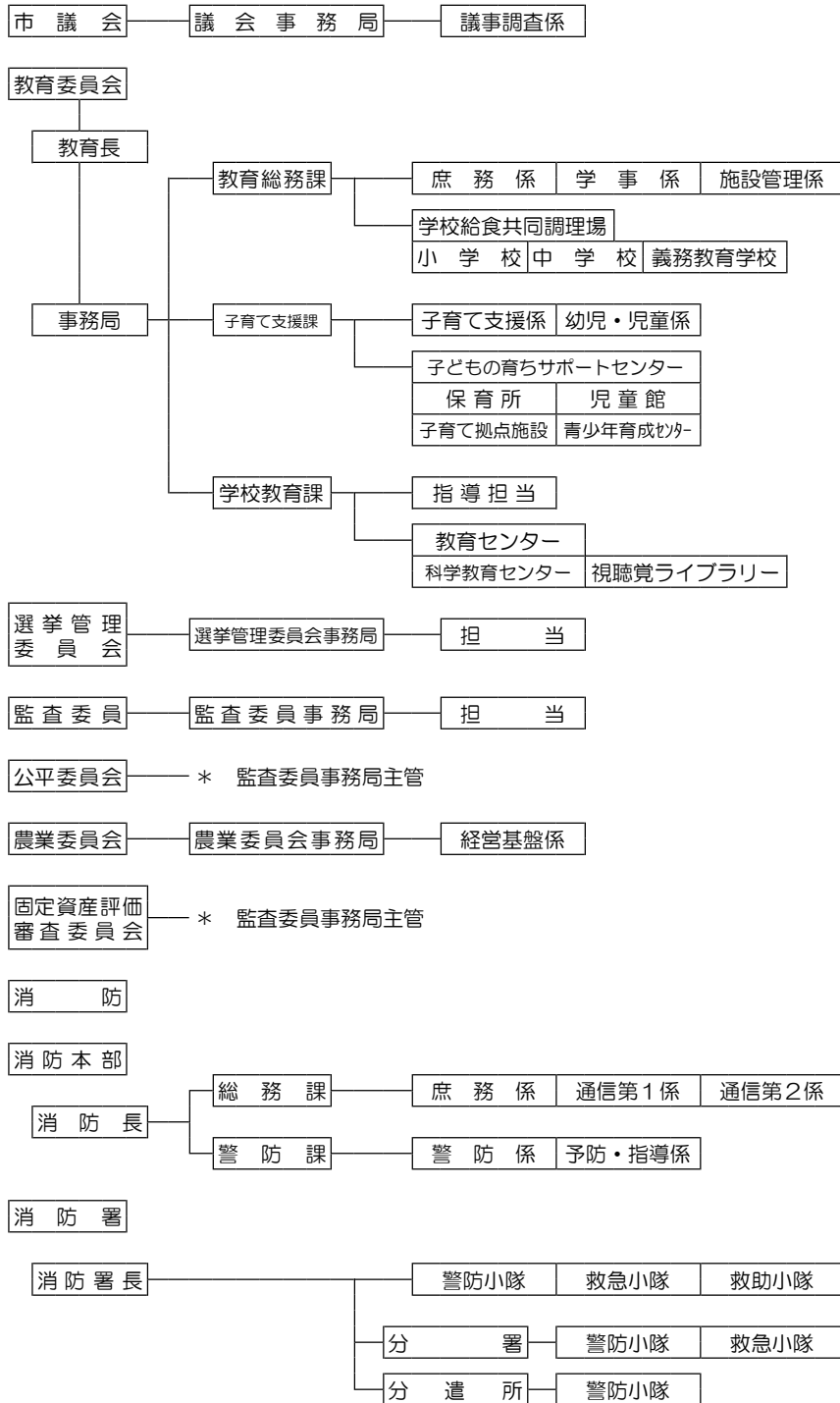
三条市の市政

III 職 員



三条市の市政

Ⅲ 職 員



令和5年度 三条市議会の概要 令和5年4月作成

編集・発行 三条市議会事務局

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

Tel 0256-34-5583(直通)

Fax 0256-33-8861

E-Mail gikaij@city.sanjo.niigata.jp

三条市ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>
